

福岡県森林環境税検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡県森林環境税条例（平成18年福岡県条例第62号。以下「条例」という。）附則第4項に規定する福岡県森林環境税について具体的な検討を行うとともに、福岡県森林環境税による事業の内容を県民に明らかにし、その透明性を確保するため、福岡県森林環境税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福岡県森林環境税の在り方についての検討
- (2) 福岡県森林環境税及び森林環境譲与税による事業についての提言
- (3) 福岡県森林環境税による事業の実績の評価
- (4) 森林づくり活動公募事業の企画書の審査・推薦
- (5) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、農林水産部長の要請により委員長が招集する。ただし、委員の改選以降最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の承認を得ることにより、委員会の決議に代えることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、農林水産部林業振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。